

**さいたま市自治基本条例検討委員会  
第1回会議 市民部会検討の記録**

日時	平成 22 年 9 月 13 日(月) 18:30~21:20
場所	浦和コミュニティセンター第15集会室
参加者 敬称略	〔委員〕計9名 中津原 努/古屋 さおり/伊藤 巖/内田 智/小野田 晃夫/栗原 保/ 小林 直太/細川 晴衣(以上、市民部会。)、歌川 光一(議会・行政部会) (欠席者:富沢 賢治/吉川 はる奈) 〔市民団体〕9団体(計16名) こうぬま・水と緑を楽しむ会/こうぬまネットワーク会議/さいたま・まちプラン市民会 議/住環境ネットさいたま/岩槻まちづくり市民協議会/まちづくり市民ネットワーク・ さいたま/水のフォーラム/さいたま市環境会議/都市づくりNPOさいたま 〔事務局:さいたま市〕計4名 企画調整課副参事 高根 哲也/企画調整課総合振興計画係係長 柿沼 浩二/企 画調整課総合振興計画係主査 大砂 武博/企画調整課総合振興計画係主任 高橋 格 〔地域総合計画研究所〕計1名 松岡 宏 (傍聴者) 1名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1. 市民団体との意見交換 2. 部会の進め方について <span style="float: right;">〔公開〕</span>
配付資料	・次第 資料1 第1回意見交換会 議事次第 資料2 チラシ「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」(未定稿) 資料3 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方)
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048 - 829-1035

1. 市民団体との意見交換

(1)活動紹介、自治基本条例への課題・提案のプレゼンテーション

こうぬま・水と緑を楽しむ会、こうぬまネットワーク会議

- ・ 高沼用水の問題をテーマにまちづくりに市民が参加するために、高沼用水を知ってもらおうことを中心に活動をしている。ただ知ってもらうだけではなく、生態系などの拠点づくり、水辺づくりを進め、今は、「河童の森」づくりに力を入れている。
- ・ 平成 14 年に「JR 環境空間緑化計画」の市民と行政の協働による事業の提案書をさいたま市に提出、平成 15 年に JR 東日本用地「環境空間」使用についての依頼書を JR 東日本大宮支社長に提出し、管理協定を結び、「河童の森」づくりにつながっている。
- ・ 平成 10 年から用水を利用した河童発見隊などを市民参加で多くの人を巻き込んで活動し、「河童の森」も 1,000 m<sup>2</sup>から 3,000 m<sup>2</sup>に広がり、平成 18 年には埼玉県トラック協会から支援も受けて、活動の幅も広がっている。

- ・ 高沼用水の地域は、JR 東日本の敷地、市街化調整区域であるが市街化区域に囲まれた中にあり、しかも広域の範囲に及び、多くの関係者がいる。そのため、行政や幅広い団体の力が必要なことから、5 団体で平成 21 年に「こうぬまネットワーク会議」を設立した。行政の縦割りを超えて行政と市民が一緒になって考えられる場をつくってほしい、市民と行政が対立するのではなく、一緒になって考え、良いまちづくりをしていきたいということで活動している。最近、市と 5 団体で話し合う場はできたが、行政側に趣旨が上手く伝わっていないように感じている。
- ・ 高沼用水路は利用する水田が減少し、その役割は小さくなっているが、歴史的、生態系的に貴重な空間であり、自然環境もあり、治水も考えながらこのような地域の貴重な空間遺産をまちづくりに活かすことが重要と考えている。
- ・ 市民、企業、市が一緒になって行動することで、活動も大きく発展した。このような活動の仕組みと支援の方策を自治基本条例に期待している。

#### さいたま・まちプラン市民会議

- ・ 市の都市計画マスタープランの改訂に向けてまちづくり条例の制定が議論になり、まちづくり条例の制定を検討している。まちづくり条例では、計画づくりから実施、評価に市民が参加することが必要と考えている。まちプラン市民会議まちづくり条例部会で提案したいのは、フルセット型のまちづくり条例ではなく、地区のまちづくりに視点を置いた条例を考えている。
- ・ 市街地ではマンション建設があり、トラブルになっている。反対運動だけではなく、将来のまちを考え地区づくりの視点を考え、活動をしている。
- ・ 地区計画等のまちづくりを進める上では、様々な意見があることを前提として、市民同士や行政と市民など、関係者が話し合う場が必要だと感じている。
- ・ マンション建設などのまちづくりに関係する事業者はプロの集団であるため、アマチュアである市民に対する支援、専門家の派遣制度の強化、区役所による市民のまちづくりのバックアップなどが必要と感じている。
- ・ 市の情報公開、市民の疑問に答える応答責任、条例を使いこなす市政、市民の活動のバックアップも必要と考える。

#### 住環境ネットさいたま

- ・ 今日 7 地区のうち 5 地区が出席している。地区ごとに報告する。
- ・ 常盤 8 丁目地区では、昔から教育施設の多い低層住宅地であったところに 14 階のマンションが計画され、高層階からの落下物の危険や日照・風害の心配が大きいため、反対運動を行っている。市は法律に抵触しないと建築確認を出してしまうが、地域のまちづくりを考えるとどうにかならないかと思っている。
- ・ 常盤 1 丁目地区では、マンション問題をきっかけに、まちづくりを考えるようになった。この地区は商業地域に指定されているが、戸建低層住宅地であった。マンションが建ち、風害や景観、日照、建詰まりによる圧迫感などのマンション居住者にも生活環境の問題が起きている。日影規制・高さ規制がなく、建築行政のあり方に疑問を持っている。事業区域が 500 m<sup>2</sup>以上の土地については、市との事前協議が義務付けられているが、その内容は市民に情報開示されない。各種条例を活かしたまちづくりをす

るための総括チェック部門をつくってほしい。開発業者は利益優先の傾向が強い。用途地域の見直し、高さ制限で街並みをつくることを望んでいる。最終的には、住み続けたいくなるまち、訪れたいくなるまちの実現を希望する。

- ・ 天沼台では、地区計画を市に提案したが何も返事がなく、うやむやになり、市議会に早期制定を求める請願を出し、採択された。
- ・ 岸町7丁目地区では、戸建住宅地区であったところにマンションがどんどん建っていることを問題にしている。紛争防止条例や建築審査会の制度があるが、問題解決の役に立っていないと感じている。条例などの解釈も住民の視点で解釈しているとは感じられない。
- ・ 緑地が少ないことや地球温暖化の視点から自然保護等を行っている。問題は、行政の壁と感じている。市と市民はパートナーシップで問題解決に当たるといわれているが、そのようになっていない。市と協力して事に当たることを提案しても、市として独自に動き、その結果は問題が解決されないままになっていると感じている。
- ・ 自治基本条例は、まちづくりのルールは市民が決めるということがタウンミーティングでの市長の発言にあるが、そのような視点から、高度制限など都市計画法活用や積極的な情報開示を期待している。
- ・ 市政運営を市民の視線から行う姿勢について、強かに盛り込んでほしい。
- ・ 行政がマンション開発の事前協議などの情報を市民に積極的に提供することができるような情報公開の制度を望んでいる。
- ・ 市民の苦情を客観的に処理するための第三者機関、オンブズマン制度がないと行政の壁は崩せないと感じている。
- ・ 市民の権利として認められている市民の提案に対し、市が積極的に対応を考えるようになることが必要。

### 岩槻まちづくり市民協議会

- ・ 岩槻まちづくり市民会議では、人形のまちのソーシャルキャピタルを見直し、発見し、まちのにぎわいの創出を目指して活動している。人形会館の建設も進んでいる。岩槻を広くPRしようと活動し、市民自ら岩槻学講座や「夏休み親子の岩槻学」などを行っている。市民が行っていることを行政がバックアップすることによって、活動は大きく発展する経験があり、大事と感じている。
- ・ 「自治」の定義を調べてみたが、実際にはどこまで市民が勝手にやってよいのか、よく分からないところがある。
- ・ 以前は単独の岩槻市であったが、合併し、さいたま市岩槻区となったが、区の役割が分かりにくい。
- ・ 市民が自主的に行うまちづくり活動を条例でどのように位置づけるのか、課題と思う。
- ・ 区と市の関係が市民にはわかりにくい。どのように解消していくかが課題と思う。
- ・ 市民が自治基本条例の使い勝手を評価し、それをまた条例の改善に役立てるような仕組みが必要と思う。また、市民の方から改善の提案ができるようになったら良いと思う。

### まちづくり市民ネットワーク・さいたま

- ・ 市民でまちづくりを考えることを行っている。市街地における緑地の保全や大きな開発のあり方を考えている。当該地域における意思決定、当該地域の住民たちの課題や考え方をどのようにまとめていくかが課題と感じている。
- ・ 市民の意見反映、意志決定をどのような範囲でルール化するかが重要と感じている。
- ・ 住民にとって市は広すぎて難しいと思うが、区や生活圏の範囲のそれぞれの意思決定のあり方をどのように規定するのが課題と思う。
- ・ 自治基本条例は広義のまちづくり、今日集まった人たちのまちづくりは狭義のまちづくりであり、福祉のまちづくりなどの意見交換が必要と思う。

### 水のフォルム

- ・ 地球環境問題について、流域の水循環にこだわって活動している。水の流れは人々がいろいろな活動をすれば、上流から下流へと広域につながる。東京湾の赤潮・青潮はそこに流れ込む河川の窒素やリンなどの栄養素が原因、私たちが無肥料・無農薬で行なえば、影響は少しでも改善する。人の活動が他の人の生活や活動につながり、こうして人と人がつながることを考え、活動をしている。
- ・ 農振農用地の農地を借りて、無肥料・無農薬を実践している。農業集落の中で実践し、活動することによって信頼され、斜面林の管理や堆肥づくり、そのための山林の管理など、人と人とのつながりが広がり、地域の皆さんと行動する中で、地域の人の関係に循環が生まれている。

### さいたま市環境会議

- ・ いろいろな方法で環境学習などに取り組んでいる。
- ・ さいたま市は自然環境が豊富であるが、市全体としての自然環境に対する視点がないため、自然環境に関する計画をつくることを目標に活動しているが、財政難から予算化が実現できていない。
- ・ 市の環境基本計画に生物多様性の項目が入ったことは、画期的なことである。市民参加で生き物調査などができればと思っている。
- ・ 新しい課題に前向きに対応する市政、市民が感じている課題解決に向けて、行政計画に組み入れていく仕組みが課題と考える。

### 都市づくりNPO さいたま

- ・ 行政が行う市民参加でなく、市民団体の持っているネットワーク、市民個人の持っているネットワークを繋ぎ、まちづくりに活かす目的で活動している。
- ・ 個別課題の中に入るのではなく、その課題の関係者、市民及び関係する組織や人々のネットワークをつなぎ、課題解決を目指す活動を行っている。
- ・ 新しい公共を正しく理解して自治基本条例を考えて欲しい。
- ・ 公共施設というと「行政施設」と勘違いしがちだが、本来は市民のもの。公共施設の

管理における「市民自治」を考える際には、行政と市民が対等の立場にあると考えるべきではないか。

- ・ 今の市民と行政の関係は、対等ではない。対等な関係をつくるためには、市民と行政がきちんとした約束ごとを行うことが必要である。
- ・ 専門家による中間的支援、市民と行政の両者のコーディネートを行う立場であることはもっと評価されるべきではないか。
- ・ 市民から提起される新たな政策課題を、施策につなぐ力を行政が持つことが課題と考える。

< 休憩 >

## (2) 意見交換

〔条例に具体的に期待すること〕

(小林委員) 地域の課題についていろいろな取り組みを熱心にやられていることを知り、感激している。さまざまな活動をされている中で、行政になかなか反映されないということを知った。条例に具体的に期待することはどのようなことか。

- ・ 行政の壁をどのように打ち破るのが課題と考えている。行政処分(行政行為)、行政判断そのものについては、市民の視点からの判断が欠けていると思う。行政職員が市民生活・財産を守るという視点を持つとともに、時代が変わる中で今までの行政のやり方で良かったのかを考え、それに応えられる行政判断ができるようになることも課題と考える。

(中津原部会長) 行政に対する異議申し立てとともに、行政がなにもしないことに対する市民側からの提案制度などが必要だと思う。

- ・ 子どもの生活権・発達権の保障。例えば、幼稚園、保育園、小学校などには日陰がからない保障などを条例で定める視点を重視してほしい。

(中津原部会長) 自治基本条例には具体的なことは盛り込めないと思うが、基本的な考え方を示して、個別条例で対応することになると思う。

- ・ マンション風害の問題が出たが、子どもや高齢者に対する被害のデータがない。私たちは東大生産研で風洞実験を行ったが、風速15mで子どももお年寄りももうずくまり歩けない。このような問題に対して条例で解決することを考えてほしい。

(中津原部会長) 高層マンションに関することは自治基本条例では記述できないが、そのような問題が出た時の市民と行政の協議のルールなどを示すことが重要になるだろう。

- ・ 市民が文句を言えば、後は行政が何とかするという、クレーマー的なやり方にも問題があると思う。行政は構える姿勢が出る。市民の方は、いろいろな立場の人が話し合う力を持つことが必要と思う。それに対して、行政は支援していくことが必要だ。
- ・ さいたま市は人口100万以上の自治体であり、市の自治とは何かを考えることが必要と思う。自治の目的は責任を持って自分で決めるというが、市、区、地域、身近な自治会・町内会などをどのように位置づけ、誰が責任を持つのか、市民の定義と役割も含め、それを十分考えることが重要と思う。

- ・ 協働を体験し、計画策定や施策の実現のために、最初の段階から市民が話し合え、提案できる条件を持っているかが重要と思う。市民側が、自治とは何か、行政の出来ることとできないこと、行政を動かす方法などをトレーニングする仕組みがないと難しい。
- ・ 地区計画の制定促進を議会に請願した。その結果、議会へ参考人として招集され、請願の趣旨説明、質疑・応答を行った。議会で議論されたからこそ、実現できたと思う。民主的な議会運営だと感じた。議会の役割は大きいと思う。本会議等の市民の傍聴は少ない。市民はもっと議会運営の関心の持つことが必要だろう。

#### 【市民の参加・協働など】

(内田委員) 市民が議会に参加することが一番のポイントと思っているので、今後も議論をしていく。情報共有も盛り込んでいく考えている。

- ・ 市民が議会に関心を持つには、その対策として議会の夜間開催等を行い、勤労市民が参加しやすい方法も必要ではないか。
- ・ 人口10万位の市と人口100万以上のさいたま市では市民と行政の距離感が違うので、区のある方を考えることが必要だ。
- ・ 市民も行政も勉強していくことが必要だ。県や市の職員研修には協働などのテーマがない。協働に関する事例研究などを取り込んでいくことが必要だ。
- ・ 市民が提案能力を持つには、大変苦労する。広く、客観的に見渡せる第三者的な人が入り、情報を整理しまとめることができないと、市民は行政に対する提案ができない。そのようなことを保障する制度が必要と思う。
- ・ 市民の中には子どもも入る。子どもに関することは子どもに聴くことを考えていくことが必要だ。
- ・ 福祉・子ども、教育団体などの意見も聴いて欲しい。高齢者の認知症など、主張ができない人の権利・自治をどのように守り、活かすのかを検討してほしい。

## 2. 部会の進め方について

- ・ 次回以降は、次のような方向で関係者と日程調整を行うこととした。

9月27日(月)

福祉・教育関係の市民団体との意見交換を実施し、その後全体会議を開催する予定。

ヒアリング(市民部会) 18:30~20:30

全体会議 20:30~21:00

10月4日(月)又は6日(水)

市民活動推進委員会関係者との意見交換

10月20日(水)又は22日(金)

区民会議関係者との意見交換

以上